資料１

大空町営住宅長寿命化計画等検討委員会設置要領

（設置）

第１条　大空町における住環境・住宅事情等の現状把握及び地域特性に応じた施策並びに大空町が管理する町営住宅の効率的かつ円滑な更新及び維持管理を計画的に推進することを目的として策定した「住生活基本計画」及び「町営住宅長寿命化計画」（以下「計画」という。）を見直すため、大空町営住宅長寿命化計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

（１）計画の見直しに関すること。

（２）その他必要と認められる事項

（組織）

第３条　委員会は、町営住宅入居者選考委員会委員をもって構成する。

（任期）

第４条　委員の任期は、この訓令の施行の日から計画の変更が議決された日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（実務担当者会議）

第７条　委員会に、実務担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

２　担当者会議は、住民課長が指名する職にある者で構成し、住民課長が招集

して主宰する。

３　担当者会議は、計画の内容について協議する。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、住民課において行う。

（その他）

第９条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和８年６月１６日から施行する。

（この訓令の失効）

２　この訓令は、計画の変更が議決された日にその効力を失う。